

大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業  
中小企業・スタートアップ向け募集要領

中小企業・スタートアップのご担当者様へ

1. 事業目的

東京都は、大企業と中小企業・スタートアップ（以下、「中小企業等」という）をマッチングし、大企業の人材を一定期間出向・副業させることで双方の成長を図る取組を実施します。

- ・出向：9～15 か月間、大企業の人材を貴社に在籍型出向
- ・副業：3 か月以上（通算 15 か月以内）、大企業の人材が貴社で副業

また、この取組や成果を広く情報発信することで、人材の流動化を促進します。

2. 応募資格

本事業において、出向者または副業実施者の受入先となる中小企業及びスタートアップを募集します。それぞれの応募資格は以下のとおりであり、すべての要件を満たしていることが必要です。

【中小企業】

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業のうち、東京都内に登記上の本社がある企業
- (2) 出向者・副業実施者を受入れることを希望する企業
- (3) 本事業を通して、出向者・副業実施者及び自社の成長を志向する企業
- (4) 出向元企業・副業実施者との契約の締結及び確実な履行が可能な企業
- (5) 本事業に係る広報(事業ウェブサイトにおける企業名や事業実施状況写真の掲載等)やアンケート調査への協力、出向・副業に係る事前研修及び成果報告会への参加が可能な企業

【スタートアップ】

- (1) 東京都内に登記上の本社がある大企業又は中小企業のうち、次の要件をすべて満たす企業
  - ・新たなビジネス領域で成功し、急速に成長することを志向する企業
  - ・応募時点で創業(第 2 創業含む)後 10 年未満の企業
- (2) 出向者・副業実施者を受け入れることを希望する企業
- (3) 本事業を通して、出向者・副業実施者及び自社の成長を志向する企業
- (4) 出向元企業・副業実施者との契約の締結及び確実な履行が可能な企業
- (5) 本事業に係る広報(事業ウェブサイトにおける企業名や事業実施状況写真の掲載等)やアンケート調査への協力、出向・副業に係る事前研修及び成果報告会への参加が可能な企業

### 3. 募集期間

令和6年5月14日（火曜日）から8月30日（金曜日）まで  
（申込受付及び書類選考を順次実施し、選定）

※出向と副業の合計で20件程度マッチングが決定次第、募集を終了します。

### 4. 応募方法

以下のURLから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力のうえご応募ください。

URL：<https://jinzai-kouryu2.metro.tokyo.lg.jp/startup>

### 5. 選考基準

以下の観点から、書類選考を行います。

- (1) 応募資格に適合しているか(応募要件をすべて満たしているか)
- (2) 本事業に参加する目的や期待する成果が具体的であるか
- (3) 出向者・副業実施者に対して、経営層に近いポジションや専門知識を活かせるポジションなど、求めるスキルや経験が具体的であるか
- (4) 受入期間中の具体的な業務内容が、出向者・副業実施者の成長と企業の発展に資するものとして想定されているか
- (5) 財務状況等、受入環境に問題がなく、経営層が出向者・副業実施者の成長を支援する理解と熱意を持っているか
- (6) 業種や企業規模が大きく偏ることなく多様であるか
- (7) 1社あたり複数の受け入れ求人（ポジション）枠があるか
- (8) プレゼンテーション動画や企業紹介動画などのPR要素があるか

### 6. スケジュール（予定）

令和6年5月14日 募集開始

令和6年6月上旬 事業説明会開催（5回程度）

令和6年10月末頃まで 書類選考・マッチング・事前研修

令和6年11月頃 出向・副業開始（※出向元及び受入先の状況により前後する場合あり）

令和7年4月 成果報告会（中間）

令和7年10月頃 出向終了、副業終了（契約次第）

令和8年1月 成果報告会（最終）

令和8年3月 事業終了

## 7. 支援内容

本事業において、受入先となる中小企業及びスタートアップに対し、以下の支援を実施します。

### (1) マッチング及び出向契約手続に係る支援

- ・ 出向・副業候補者との面談に関するアドバイス、内定基準に関するアドバイスを行います
- ・ 出向者の担当ポジション、副業として切り出す業務設計についてアドバイスを行います
- ・ 大企業側の人材育成ニーズと、中小企業及びスタートアップ側の課題解決ニーズのすり合わせを行います
- ・ 出向の場合、輩出元候補企業との出向契約手続を円滑に行えるよう支援します
- ・ 副業の場合、副業実施者と輩出元、受入先との間で合意される契約手続きを円滑に行えるよう支援します

### (2) 出向・副業に係る事前研修

- ・ 出向と副業のそれぞれにあわせた受入環境の整備に関するアドバイスや、受入側の注意点をお知らせします
- ・ 事故や問題が発生した際の対応方法をお知らせします

### (3) 出向・副業期間中のフォロー

- ・ 毎月面談を行い、取組状況の確認や、今後の取組の方向性等の助言を行います
- ・ 事故や問題等が生じたときに対応するための相談体制を講じ、関係者に周知します

### (4) 出向・副業期間終了後のフォロー

- ・ 面談を行い、振返りと出向者・副業実施者の受入れにより得られた成果やノウハウの活用方法等の助言を行います
- ・ アンケート調査を行い、本事業を通して得られたメリットの可視化、効果検証を行います

### (5) 成果報告会

- ・ 受入先企業から広く成果を報告するための場として、成果報告会を実施します

## 8. 留意事項

(1) 応募企業が以下に該当する場合、選考対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

- ・ 法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある場合
- ・ 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
- ・ 応募内容に不備がある場合
- ・ 応募に際し虚偽の情報を記載し、その他都及び運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合

- (2) 応募にあたりご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都及び運営事務局にて、本事業の実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。応募情報を事前の承認なく都及び運営事務局以外の第三者に提供することはありません。選考経過・選考結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (3) 本事業の実施継続が不適切であると都が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。
- (4) 本事業の選考は、運営事務局が行い、都に報告するとともに、すべての応募企業に対して結果を通知いたします。
- (5) 本事業への参加費用は無料です。
- (6) 本事業では広報や記録を目的とした事業内容(事業説明会、事前研修、成果報告会等)の撮影を実施し、本事業ウェブサイト等で公開いたします。
- (7) 出向は出向元企業と受入先企業の間で出向契約、副業は副業実施者と輩出元、受入先との間で合意される契約について協議し締結しますが、運営事務局において契約書のひな形の提供などの支援をいたします。

## 9. お問い合わせ先

人材交流支援事業 運営事務局 (パーソルテンプスタッフ株式会社)

メール 事務局メールアドレス : jinzai-kouryu2@os.tempstaff.jp

※本事業は、東京都よりパーソルテンプスタッフ株式会社が受託し運営しております。